

当初の認定申請手数料（令和4年10月1日以降）

一戸あたりの手数料の金額（単位：円）

住棟の総戸数	新築住宅				既存住宅の増改築 及び建築行為なし		既存住宅の増改築	
	法第5条第1項又は 第2項の認定申請 （注文住宅等）		法第5条第3項又は 第4項の認定申請 （分譲事業者単独の 申請）		法第5条第1項又は 第2項又は第5項又 は第6項又は第7項 の認定申請（注文住 宅等）		法第5条第3項又は 第4項の認定申請 （分譲事業者単独の 申請）	
	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】
一戸建て住宅	13,500	50,900	10,500	47,900	20,300	76,400	15,800	71,900
2～5戸	4,900	24,000	3,900	23,000	7,400	36,000	5,900	34,500
6～10戸	4,100	19,200	3,300	18,400	6,100	28,800	5,000	27,600
11～25戸	2,700	15,100	2,100	14,500	4,100	22,700	3,200	21,800
26～50戸	2,200	13,600	1,800	13,200	3,300	20,400	2,700	19,800
51～100戸	1,600	11,600	1,400	11,400	2,500	17,500	2,100	17,100
101～200戸	1,400	10,800	1,200	10,500	2,100	16,200	1,800	15,800
201～300戸	1,200	10,300	1,000	10,100	1,800	15,400	1,500	15,100
301戸以上	1,000	9,400	800	9,200	1,500	14,200	1,200	13,900

※審査区分【ア】は、あらかじめ申請者が登録住宅性能評価機関の審査を経て、確認書を取得後（又は、住宅性能評価と併せて長期使用構造等であることの確認を一体申請し、住宅性能評価書を取得後）、亀山市へ認定申請する場合。

※審査区分【イ】は、申請者が直接亀山市へ認定申請する場合

長期使用構造等の変更に係る認定申請手数料

法第 8 条第 1 項の変更認定申請（長期使用構造等の変更を含む場合）の手数料は以下の区
分に応じた手数料が必要となります。 一戸あたりの手数料の金額（単位：円）

住棟の総戸数	新築住宅				既存住宅の増改築 及び建築行為なし		既存住宅の増改築	
	法第 5 条第 1 項から 第 4 項の認定後の計 画変更申請（法第 5 条第 3 項又は第 4 項 認定後、法第 9 条の 譲受人決定等の変更 認定を受けていない ものを除く）		法第 5 条第 3 項又は 第 4 項の認定後の計 画変更申請（法第 9 条の譲受人決定等 の変更認定を受けてい ないものに限る）		法第 5 条第 1 項から 第 7 項の認定後の計 画変更申請（法第 5 条第 3 項又は第 4 項 認定後、法第 9 条の 譲受人決定等の変更 認定を受けていない ものを除く）		法第 5 条第 3 項又は 第 4 項の認定後の計 画変更申請（法第 9 条の譲受人決定等 の変更認定を受けてい ないものに限る）	
	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】	審査区分 【ア】	審査区分 【イ】
一戸建て住宅	7,300	26,000	5,800	24,400	10,700	38,700	8,400	36,400
2～5 戸	2,500	12,100	2,000	11,600	3,800	18,100	3,000	17,300
6～10 戸	2,100	9,600	1,700	9,200	3,100	14,400	2,500	13,800
11～25 戸	1,300	7,600	1,000	7,300	2,000	11,400	1,600	10,900
26～50 戸	1,100	6,800	900	6,600	1,600	10,200	1,300	9,900
51～100 戸	800	5,800	700	5,700	1,200	8,700	1,000	8,500
101～200 戸	700	5,400	600	5,200	1,000	8,100	900	7,900
201～300 戸	600	5,100	500	5,000	900	7,700	700	7,500
301 戸以上	500	4,700	400	4,600	700	7,100	600	6,900

※審査区分【ア】は、あらかじめ申請者が登録住宅性能評価機関の審査を経て、確認書を取得後（又は、住宅性能評価と併せて長期使用構造等であることの確認を一体申請し、住宅性能評価書を取得後）、亀山市へ認定申請する場合。

※審査区分【イ】は、申請者が直接亀山市へ認定申請する場合

長期使用構造等以外の変更に係る認定申請手数料

法第8条第1項の変更認定申請（長期使用構造等以外）の手数料は以下の区分に応じた手数料が必要となります。（法第9条第1項又は第3項の変更申請を除く。）

一戸あたりの手数料の金額（単位：円）

住棟の総戸数	新築住宅		既存住宅の増改築 及び建築行為なし	既存住宅の増改築
	法第5条第1項から 第4項の認定後の計 画変更申請（法第5 条第3項又は第4項 認定後、法第9条の 譲受人決定等の変更 認定を受けていない ものを除く）	法第5条第3項又は 第4項の認定後の計 画変更申請（法第9 条の譲受人決定等 の変更認定を受けてい ないものに限る）	法第5条第1項から 第7項の認定後の計 画変更申請（法第5 条第3項又は第4項 認定後、法第9条の 譲受人決定等の変更 認定を受けていない ものを除く）	法第5条第3項又は 第4項の認定後の計 画変更申請（法第9 条の譲受人決定等 の変更認定を受けてい ないものに限る）
一戸建て住宅	7,300	5,800	10,700	8,400
2～5戸	2,500	2,000	3,800	3,000
6～10戸	2,100	1,700	3,100	2,500
11～25戸	1,300	1,000	2,000	1,600
26～50戸	1,100	900	1,600	1,300
51～100戸	800	700	1,200	1,000
101～200戸	700	600	1,000	900
201～300戸	600	500	900	700
301戸以上	500	400	700	600

譲渡人決定等に係る変更の認定申請及び地位承継の承継申請手数料

法第9条第1項又は第3項に基づく譲受人が決定した時等の変更認定申請手数料及び法第10条に基づく地位の承継の承継申請手数料は以下のとおりです。

一戸あたりの手数料の金額（単位：円）

住棟の総戸数	新築住宅		既存住宅の増改築	
	法第9条第1項又は第3項の変更申請（譲受人決定時等）	法第10条の承認申請（地位承継の承認）	法第9条第1項又は第3項の変更申請（譲受人決定時等）	法第10条の承認申請（地位承継の承認）
一戸建て住宅	6,000	3,000	8,000	3,000
2～5戸	2,000	1,000	2,600	1,000
6～10戸	1,500	800	2,000	800
11～25戸	1,000	400	1,400	400
26～50戸	800	400	1,000	400
51～100戸	500	300	700	300
101～200戸	500	200	600	200
201～300戸	400	200	500	200
301戸以上	300	100	400	100